

## リスク分担表

※締結した契約書と重複する箇所については、契約書の規定が優先するものとする。

段階	リスクの種類		No	リスクの内容	負担者		備考
					発注者 (比布町)	受注者 (事業者)	
	入札手続きリスク		1	プロポーザル実施要領等の誤り、内容の変更に関するもの	○		
			2	プロポーザル参加費用の負担に関するもの		○	
			3	発注者の帰責事由により落札者と契約が締結できない場合	○		
			4	落札者の帰責事由により発注者と契約が締結できない場合		○	
制度関連 リスク	法令変更リスク	5	本工事に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法など	○			
		6	本工事のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法	-	-	該当する状況に応じ、負担については別途協議する	
		7	消費税率が変更されたことによる費用の増加	○			
	許認可の取得	8	本工事の実施にあたって、受注者が取得すべき許認可の遅延等による費用の増加		○	設計にかかる認定、判定、計画通知の取得なども含む。	
社会 リスク	住民等の要望活動	9	発注者の提示条件や本工事を実施することそのものに対する地域住民の要望活動・訴訟等に起因する費用の増加等	○			
		10	受注者が行う工事に起因する地域住民等の要望活動・訴訟等費用の増加等		○		
	環境の保全	11	受注者が行う工事に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出等）に関する対応		○		
	第三者賠償	12	受注者が工事の施工について第三者に与えた損害（工事の施工に伴い通常避ける事が出来ない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合は除く）		○	比布町複合庁舎建設事業設計施工一括工事請負契約約款第 26 条	
経済 リスク	物価の変動		設計・工事段階の物価変動	- ※1	- ※1	比布町複合庁舎建設事業設計施工一括工事請負契約約款第 26 条	
債務不履行 リスク	本業務の中止・延期		発注者の指示、議会の不承認等による本工事の中止・延期	○		予算等の不通過や政策変更等によるものを指す。	
			受注者に帰責事由のある本工事の中止・延期（不可抗力リスクを除く）		○		
	J V 構成員に関するリスク		受注者の J V 構成員及び協力会社の業態悪化等に起因し本工事の実施が困難となったまたは遅延した場合		○		
不可抗力リスク			戦争、外国の武力行使、放射能、テロ、暴動、疫病等に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するもの	- ※2	- ※2	該当する状況に応じ、負担については別途協議する	
			不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するもののうち、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	- ※2	- ※2	該当する状況に応じ、負担については別途協議する	
			不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するもののうち、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの	- ※2	- ※2	該当する状況に応じ、負担については別途協議する	
計画・設計 リスク	各種調査リスク		発注者が提示した設計に関する与条件や既存インフラ図面等が現況と著しく異なっていた場合	○			
			受注者が実施した各種調査等に不備があった場合		○		
	設計リスク		発注者が提示した設計に関する与条件又は仕様書の内容に不備があった場合	○			
			受注者が実施した設計に不備があった場合		○		
	設計変更リスク		発注者の指示により、仕様書と異なる内容の設計変更を行ったことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加	○			
		受注者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加		○			

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者		備考
				発注者 (比布町)	受注者 (事業者)	
工事リスク	工事完了の遅延		発注者の指示、変更等、発注者の帰責事由により契約期日までに本工事が完了しない場合	○		
			受注者の帰責事由により、契約期日までに本工事が完了しない場合		○ ※3	
			不可抗力に起因して契約期日までに本工事が完了しないことによる損害に関するもののうち、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	- ※2	- ※2	該当する状況に応じ、負担については別途協議する
			不可抗力に起因して契約期日までに本工事が完了しないことによる損害に関するもののうち、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの	- ※2	- ※2	該当する状況に応じ、負担については別途協議する
	工事費増加		発注者の指示、変更等、発注者の帰責事由による工事費の増加	○		
			受注者の帰責事由による工事費の増加		○	
			不可抗力に起因する工事費の増加その他損害に関するもののうち、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	- ※2	- ※2	該当する状況に応じ、負担については別途協議する
			不可抗力に起因する工事費の増加その他損害に関するもののうち、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの	- ※2	- ※2	該当する状況に応じ、負担については別途協議する
		騒音・振動等の発生	受注者の工事の施工に伴い生じた騒音・振動等によって第三者の生活や健康に著しい影響を与えた場合（工事の施工に伴い通常避ける事が出来ない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合は除く）		○	
		発注仕様等未達	本工事の実施中や本施設の完工検査等において、実施設計図書と技術提案書の不履行や施工不良部分が発見された場合		○	

※1 比布町複合庁舎建設事業設計施工一括工事請負契約約款第26条の規定に従い協議するものとする

※2 不可抗力とは、戦争（他国間を含む）、外国の武力行使、放射能、テロ、暴動、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、疫病その他発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことのできない自然又は人為的な現象であって通常予測可能な範囲を超えるものをいう。なお、「一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲」については、比布町複合庁舎建設事業設計施工一括工事請負契約約款第26条及び設計図書記載の通りとする。

※3 受注者が実施する工事監理の不備に起因するものを含む。